

（表）

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

令和●年 12月 10日

南あわじ市選挙管理委員会委員長 様

申出者 住 所 南あわじ市市善光寺22-1

電話番号 0799-43-5004

氏 名 選挙 太郎

（申出者が、政党その他の政治活動団体にあつては、その名称、代表者の 署名又は記名押印 所在地）

政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

また、閲覧した内容を筆記又は入力の方法により写す場合は、その写しを今回の目的以外に使用しないことを誓約します。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） 政治活動用の葉書を送付するため 閲覧者が申出者本人であれば、6の記入は不要
3 閲覧者の住所及び氏名	住所 南あわじ市市善光寺18-27 氏名 政治 治郎
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。） 閲覧事項を書き写した書類は、取扱時以外は、鍵のかかる部屋に保管し、選挙後にシュレッダーにより破棄する。
5 閲覧対象者の範囲	市地区
6 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） 閲覧者は申出者が指定する者である。

裏面も記入してください

(裏)

申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) 選挙の種類 南あわじ市議会議員選挙 公職の職名 南あわじ市議会議員
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	<p>閲覧事項を取り扱うことができる者は、原則申出者及び閲覧者である。これらの者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合は、この申出が必要となる。閲覧事項取扱者は、当該公職の候補者等に使用される者に限られている。(実態として候補者等の指示等に基づいて労務等を提供している者で、必ずしも雇用関係や賃金支払い等を要件とするものではない)</p> <p>申出をする場合は、別紙「候補者閲覧事項取扱者に関する申出書」の提出する必要がある。</p>
10 承認法人の申出	
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。) 政治活動用ポスターを添付する。

備考1 この様式は、公職選挙法第28条の2第1項第1号ロの政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行うに当たって使用する様式である。

2 上記8又は10欄の申出書の様式を添付しなければならない。

3 閲覧できる選挙人名簿抄本は、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)及びストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第7条第1項に規定するストーカー行為等をいう。)の被害者の保護のための支援措置を受けている者の記載のある部分以外の部分である。

4 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

添付書類の例(現職は省略可)

- ・ 申出者の選挙運動用ポスター
- ・ 証票交付申請書(政治活動用立札・看板掲示用)の写し、供託証明書の写し
- ・ 政党その他の政治団体の公認書の写し